第４回　佐賀地方最低賃金審議会

１　開催日時：令和２年８月 24 日
　　10：00～11：30

２　開催場所：佐賀第２合同庁舎　共用大会議室 1
　　佐賀市駅前中央３丁目３番２０号

３　出 席 者：公益代表委員　　５名
　　労働者代表委員　　５名
　　使用者代表委員　　５名

４　議　　題：(1)　佐賀地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申し出について
　　(2)　佐賀県特定最低賃金の改正の必要性の有無について
　　(3)　その他

５　議事要旨：(1)　佐賀県最低賃金審議会の改正決定に係る佐賀地方最低賃金審議会の意見に対する異議の申し出に関し、佐賀労働局長から当審議会に意見を求める諮問がなされ、審議の結果、令和２年８月６日の答申のとおり決定することが妥当である旨の答申を行った。
　　佐賀県最低賃金については、９月２日の官報公示後、10 月２日に１時間 792 円で発効する予定となった。
　　(2)　佐賀労働局長から、３業種の佐賀県特定最低賃金の改正の必要性の有無について当審議会に意見を求める諮問がなされ、審議の結果、全会一致により３業種全ての改正決定の必要性有りと決議し、佐賀労働局長へ答申した。
　　その後、佐賀労働局から当審議会に対し、３業種の特定最低賃金の改正決定について諮問された。
　　(3)　事務局から今後の審議日程、特定最低賃金専門部会委員の推薦公示、締切日等について説明が行われた。